

2017年4月～改正社会福祉法対応

## 社会福祉法人向け 役員賠償責任保険のご案内

### <重要なお知らせ>

- ◎社会福祉法の改正により、理事・監事等役員の皆さまが損害賠償請求を受けるリスクが増大します。
- ◎賠償請求を受けた場合、役員皆さまの個人の財産で賠償しなければなりません。
- ◎賠償金の支払債務は相続の対象となります。

⇒ 引き続き安心して役員に就任いただけるよう、  
役員皆さまの賠償リスクを補償する、役員賠償責任保険を新設いたします。



**保険期間:平成29年3月31日(午後4時) ～ 平成30年3月31日(午後4時)**

**募集締切日:平成29年3月24日(金)**

- ・お申込みいただけるのは、一般社団法人大阪市老人福祉施設連盟の正会員に限ります。
- ・加入申込票の送付先(団体窓口)・保険料の払込み先は3ページをご覧ください。
- ・中途加入につきましても随時受け付けていますので、ご希望の場合は取扱代理店までご連絡ください。

**一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟**

# 1. ご参考情報

社会福祉法の改正により、役員の皆さまは、会社法上と類似の義務と責任を負担することとなりました。

社会福祉法人に対する責任	内容	社会福祉法人に損害を与えた場合
善管注意義務 社会福祉法第38条 民法第644条	理事、監事および評議員として、それぞれの立場において、その地位にある者ならば当然と考えられる注意を尽くさなければならない。	社会福祉法人から訴訟が提起される可能性
忠実義務 社会福祉法第45条の16	理事として法令・定款、社員総会決議を遵守して、社会福祉法人のために忠実に業務を遂行しなければならない。	
競業禁止義務 社会福祉法第45条の16、 法人法第84条	理事が競業取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならない。	
利益相反取引回避義務 社会福祉法第46条の6 法人法第84条	理事が利益相反取引を行う場合には、事前に社員総会の承認を得なければならない。	
報告義務 社会福祉法第45条の16、 第45条の18、 法人法第85条、102条	理事、監事は、法人に著しい損害を及ぼすおそれある事実があることを発見した場合には、その事実を報告しなければならない。	
損害賠償責任 社会福祉法第45条の20	理事、監事は任務を怠ったときには、社会福祉法人に対して損害賠償責任を負う。	
第三者に対する責任	内容	第三者に損害を被らせた場合
一般不法行為責任 民法第709条	故意または過失により他人の権利を侵害したものはその損害を賠償しなければならない。	第三者訴訟が提起される可能性
損害賠償責任 社会福祉法第45条の21	理事、監事および評議員は職務につき悪意・重大な過失があった場合に第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。	

現時点で社会福祉法人の役員（理事・監事および評議員）に対して想定される損害賠償請求事例は次のとおりです。

## 想定事例

1

国の特別会計の支出を受けている社会福祉法人において、法人が職員の親睦団体に数千万円もの支出をしていたことが判明。福利厚生費として旅行や懇親会、慶弔費などに充てられたところもあった。これらの支出が適切でないとの指摘を受け、理事の責任が追及された。

2

国庫補助金を受けて行っていた事業について、一部の職員が事業とは直接関係ない用務のための旅費や飲食へと、継続的に支出を行っていたことが判明。補助金の全額を返還し、事業縮小を余儀なくされたことから、理事の責任が追及された。

3

社会福祉法人の活動として資格者育成活動を行っていたが、その施設や宿泊所が、同法人の職員が所有している施設であり、一般よりも高額な料金設定がされていたことが発覚。多額な費用負担により同法人に損害を与えたとして、理事の責任が追及された。

## 2. この保険のあらまし

施設・職員の日々の業務が、思わぬ損害賠償リスクにつながるおそれが多々あります。  
**役員賠償責任保険(D&O保険)**は、役員の損害賠償リスクを補償することで、役員の健全な経営判断および貴法人の更なる発展をサポートします。

### 本契約の特徴

#### ①社会福祉法人の役員の賠償責任リスクを総合的にカバー！

役員への損害賠償請求に係る『法律上の損害賠償金』・『争訟費用』等、役員の方々が被った損害を補償いたします。また、「言いがかり」的な訴訟にも対応いたします。

#### ②10年間の遡及(※第三者からの損害賠償請求のみ)！

初年度契約保険期間開始日の10年前の応当日以降に行った行為(不作為を含みます。)により、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合を補償対象とします。

#### ③雇用慣行危険補償特約がセット！

セクハラ・パワハラ等の雇用関係のトラブルにより、役員の方々が管理責任を問われ、慰謝料等の請求を受けた場合にも対応できます。

### 保険契約内容

保険契約者	一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 ※この保険契約は、一般社団法人大阪市老人福祉施設連盟が保険契約者となる団体契約です。
記名法人	一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟の正会員
被保険者	被保険者：記名法人の全ての役員（※） ※この保険における「役員」とは、理事・監事・評議員及び理事会にて選任された施設長をいいます。 初年度契約の保険期間の初日以降に退任した役員及びこの保険期間中に新たに選任された役員も含みます。
保険期間	1年間 ※保険期間中に損害賠償請求を受けた場合(損害賠償請求をなされるおそれがあることを知り、引受保険会社に通知した場合を含みます。)に補償の対象になります。
保険適用地域	日本 ※保険適用地域とは、この保険で対象とする損害賠償請求の提起された地をいいます。 この保険契約では、日本国内となります。

### 加入お手続き方法

1. 添付の「加入申込票」・「告知事項申告書」に必要事項を記入・押印いただき、**総資産額の分かる決算資料(賃借対照表等)**を添えて、下記記載の取扱代理店までご送付ください。

＜ご送付先＞株式会社Asuka

〒541-0056 京都府京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65朝日新聞ビルディング6F

TEL:075-222-6122 FAX:075-222-6123

2. 保険料は下記の口座まで募集締切日までにお振り込みください。

＜お振込先＞ りそな銀行 上六支店 普通 **NO.0308776**

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟

## 3. ご契約プラン・補償内容

### (1) 加入タイプ・年間保険料 例

下記加入タイプよりご選択ください。

保険料は最近の決算年度における総資産額から算出します。

なお、「最近の決算年度の総資産額が200億円超」、「社会福祉法人以外の法人形態」、「加入タイプA～C以外の支払限度額をご希望」の場合は、別途、取扱代理店までお問い合わせください。

告知事項申告書のご回答が「はい」に該当する場合は、お引受けができない場合があります。

加入タイプ	支払限度額
	(一連の損害賠償請求につき・保険期間中)
A	5,000万円
B	1億円
C	3億円

#### <保険料例>

○総資産10億円 タイプAにご加入の場合  
年間保険料：60,000円

○総資産50億円 タイプCにご加入の場合  
年間保険料：187,000円

※それぞれのタイプともに免責金額は0円、縮小支払割合は100%

**※保険期間の途中からでもご加入が可能です。**

保険料は補償開始日から満期日(平成30年3月31日)までの残月数により月割計算となります。

### (2) 保険金をお支払する主な場合

この役員賠償責任保険は、被保険者が、役員としての業務につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害(法律上の損害賠償金や争訟費用)に対して、保険金をお支払いします。

### (3) お支払の対象となる損害

#### ① 損害賠償金(判決において支払を命じられた損害賠償金、和解金等)

法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金(これに類似するものを含みます。)の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。

#### ② 争訟費用(弁護士に支払う着手金や報酬金等)

被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。)によって生じた費用(被保険者または社会福祉法人等の従業員に報酬、賞与または給与等として支払われたものを除きます。)で、引受保険会社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。争訟費用については、引受保険会社が必要と認めたときは、損害賠償請求の解決に先だつて支払うことがあります。ただし、保険金を支払わない場合に抵触する可能性のある事例においては、損害賠償請求の解決に先だつて争訟費用の支払いはできませんのでご了承ください。

上記①と②の保険金は、ご加入タイプの支払限度額<sup>(注)</sup>を限度としてお支払いします。

(注)支払限度額

保険期間を通じて引受保険会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。

法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用を含めた保険金に対してこの限度額が適用されます。

## 3. ご契約プラン・補償内容

### (4) セットする主な特約

#### 1. 初期・訴訟対応費用補償特約(支払限度額:基本契約と共有、自己負担額:なし)

被保険者に対して訴訟が提起された場合または提起されるおそれがあるとして引受保険会社に通知をいただいた場合に、その被保険者が負担する引受保険会社が妥当かつ必要と認める以下の費用を基本契約の支払限度額を限度としてその内枠でお支払いします。(この特約においては、被保険者は「役員」または「記名法人」となります。)

- 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用
- 使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用
- 文書提出命令および当事者照会対応費用
- 資料の翻訳にかかる費用
- 上記のほか、引受保険会社の同意を得て支出した費用

#### 2. 雇用慣行危険補償特約(支払限度額:基本契約と共有、自己負担額:なし)

被保険者が使用人等に対して行った不当行為(差別的行為・ハラスメント・不当解雇)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

#### 3. 会社訴訟補償特約(支払限度額:基本契約の内枠・基本契約の支払限度額の20%、自己負担額:なし)

記名法人からなされた損害賠償請求に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。(ただし、初年度加入契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求については、保険金をお支払いしません。)

#### 4. 身体障害・財物損壊補償特約(支払限度額:基本契約の内枠・基本契約の支払限度額の10%、自己負担額:なし)

保険金を支払わない場合に規定されている、次に掲げるものに対する損害賠償請求について、被保険者がその職務を行うについて悪意または重大な過失があったとの事実に基づく場合は、保険金をお支払いいたします。

- 身体障害または精神的苦痛
- 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難
- 口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害

#### 5. 被保険者間訴訟費用一部補償特約(支払限度額:基本契約と共有、自己負担額:なし)

被保険者相互間の責任分担に関する訴訟について、被保険者が訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

### (5) 保険金をお支払しない主な場合

次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害賠償請求に対しては、保険金をお支払いしません。

- 以下の◎については、それぞれの事由または行為が実際に生じた、または行われたと認められる場合に適用されるものとし、その適用の判断は被保険者ごとに個別に行われるものとします。
  - ◎被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
  - ◎被保険者の犯罪行為<sup>(注1)</sup>に起因する損害賠償請求
  - ◎法令に違反することを被保険者が認識しながら<sup>(注2)</sup>行った行為に起因する損害賠償請求
  - ◎被保険者に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
  - ◎被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求
  - ◎次の者に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求
    - ①政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等<sup>(注3)</sup>
    - ②利益を供与することが違法とされるその他の者

(次ページへ続く)

## (5) 保険金をお支払しない主な場合

(前ページからの続き)

○ 以下の●については、実際に生じた、または行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、適用されます。

- 初年度契約の保険期間の開始日の10年前の応当日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求  
(ただし、会社訴訟補償特約については、初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求とします。)
- 初年度契約の保険期間の開始日より前に、記名法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実<sup>(注1)</sup>に起因する損害賠償請求
- この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合<sup>(注4)</sup>に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- この保険契約の始期日より前に記名法人に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- 直接であると間接であると問わず、次の事由に起因する損害賠償請求
  - ① 汚染物質<sup>(注5)</sup>の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態
  - ② 汚染物質<sup>(注5)</sup>の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和の指示または要請
- 直接であると間接であると問わず、核物質の危険性<sup>(注6)</sup>またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
- 次に掲げるものに対する損害賠償請求。ただし、身体障害・財物損壊補償特約が付帯されていますので、被保険者がその職務を行うについて悪意または重大な過失があったとの事実に基づく場合を除きます。
  - ① 身体の障害<sup>(注7)</sup>または精神的苦痛
  - ② 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難<sup>(注8)</sup>
  - ③ 口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害

等

(注1) 刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。

(注2) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注3) それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます。

(注4) 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注5) 固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物質、または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

(注6) 核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいい、危険性には、放射性、毒性、または爆発性を含みます。

(注7) 疾病または死亡を含みます。

(注8) それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。

○ 雇用慣行危険補償特約は下記による損害賠償請求に対しても、保険金をお支払いしません。

- ・ 役員または使用人が業務に従事中に被った身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)に起因する損害賠償請求  
(労働基準法、労働災害補償保険法、もしくは船員保険法またはその他労働災害補償法令に定められた業務上災害補償の履行に関する損害賠償請求を含みます。)
- ・ 労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求
- ・ 施設や設備等の新設、修理または改造等(法令等により定められているものを含みます。)に起因する損害賠償請求
- ・ 直接であると間接であると問わず、ハラスメントを行った者に対してなされた損害賠償請求  
(ご注意)ハラスメントが実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、ハラスメントがあったとの申し立てに基づき損害賠償請求がなされた場合にも適用されます。
- ・ 労働組合法第7条(不当労働行為)または同様の内容を規定する各国・各地域の法令等(成文法であると、慣例法であるとを問いません。)による不当労働行為によって生じた損害賠償請求(不当労働行為が実際に行われたと認められる場合に適用されます。)
- ・ 被保険者の使用人に支払われる賃金の支払によって被保険者が被る損害についての損害賠償請求

等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。またご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## (6)重要事項のご説明

この書面では会社役員賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。※加入申込票への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

### 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

### (1)商品の仕組み

#### 会社役員賠償責任保険普通保険約款

+ 社会福祉法人特約	+ 保険契約の過誤に関する賠償請求補償対象外特約
+ キャプティブ保険会社危険補償対象外特約	+ 北米特殊リスク補償対象外特約
+ 原子力危険補償対象外特約	+ 先行行為補償特約
+ 倒産危険補償対象外特約	+ 石綿(アスベスト)危険補償対象外特約
+ 知的財産権に関する賠償請求補償対象外特約	+ 専門業務危険補償対象外特約
+ 縮小支払割合不適用に関する特約	+ 会社訴訟補償特約
+ 被保険者間訴訟費用一部補償特約	+ 身体障害・財物損壊補償特約
+ 被保険者の範囲に関する特約(施設長用)	+ 雇用慣行危険補償特約
	+ 初期・訴訟対応費用補償特約

### (2)補償内容

- 被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)加入申込票(注)の「ご加入者(記名法人)」欄に記載された法人の全ての役員が被保険者となります。(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。
- 保険金をお支払いする主な場合本パンフレット(社会福祉法人向け役員賠償責任保険のご案内)の「保険金をお支払いする主な場合」の4ページをご参照ください。
- お支払いの対象となる損害本パンフレット(社会福祉法人向け役員賠償責任保険のご案内)の「お支払いの対象となる損害」の4ページをご参照ください。
- 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事項)本パンフレット(社会福祉法人向け役員賠償責任保険のご案内)の「保険金をお支払いしない主な場合」の5~6ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

### (3)セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

### (4)保険期間

この保険契約の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、本パンフレット(社会福祉法人向け役員賠償責任保険のご案内)または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

### (5)支払限度額等

本パンフレット(社会福祉法人向け役員賠償責任保険のご案内)の「加入タイプと年間保険料例」の4ページをご参照ください。

## 2. 保険料

保険料(注)は、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料(注)につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。(注)申込人が保険加入に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

## 3. 保険料の払込方法について

本パンフレット(社会福祉法人向け役員賠償責任保険のご案内)3ページをご参照ください。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただきます場合があります。注意喚起情報のご説明の「6.解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、一般社団法人大阪市老人福祉施設連盟が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1)ご加入時における注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

<特にご注意ください>

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票<sup>(注)</sup>の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)

加入申込票<sup>(注)</sup>に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票<sup>(注)</sup>の記載内容を必ずご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

#### (2)ご加入後における注意事項(通知義務)

<特にご注意ください>

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

◇ご住所の変更等、付保証明書に記載された事項を変更する場合

◇契約条件を変更する場合

### 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本パンフレット(社会福祉法人向け役員賠償責任保険のご案内)3ページ記載の方法により払込みください。記載の方法により保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

### 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

#### (1)保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレット(社会福祉法人向け役員賠償責任保険のご案内)5~6ページをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

#### (2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④上記のほか、①~③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

### 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

<特にご注意いただきたいこと>

本パンフレット(社会福祉法人向け役員賠償責任保険のご案内)3ページ記載の方法により払込みください。記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。



## 6. 解約と解約返れい金

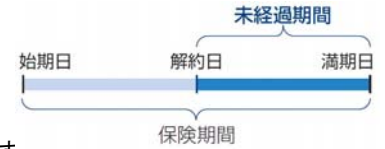
ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少なくなります。

たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

- ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。



## 7. 保険会社破綻時等の取扱い(平成29年3月現在)

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)
- 補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

## 8. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 9. 個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

### 【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、引受保険会社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

## その他のご留意いただきたいこと

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1. ご契約時にご留意いただきたいこと

～ 注意喚起情報のほかにご留意いただきたいこと～

- ご契約条件

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

### 3. 損害賠償請求がなされた場合の手続

#### (1) 損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、次の事項を取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

- 損害賠償請求を最初に知ったときの状況
- 申し立てられている行為 ○原因となる事実

**三井住友海上へのご連絡は**

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

**0120-258-189** (無料)へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

#### (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注) (注)損害賠償が請求された、または損害賠償の請求がなされるおそれのある状況を最初に知った時の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ① 損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ② 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ③ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	① 売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ、修理見積書・請求書・領収書・受領書、調査に関する同意書、全部(個人)事項証明書 ② 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償金の支払いを証する書類 ③ 権利移転証(兼)念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ① 保険金請求権者を確認する書類 ② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	① 住民票、戸籍謄本・委任状・印鑑証明書・法人代表者資格証明書・代表者事項証明書 ② 引受保険会社所定の同意書 ③ 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 ④ 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

**(3)示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。**

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

**(4)先取特権について**

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

この保険商品に関するお問い合わせは

〈〈団体保険 取扱代理店〉〉(幹事代理店)

株式会社Asuka

〒541-0056 京都府京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65朝日新聞ビルディング6F

TEL:075-222-6122 FAX:075-222-6123

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

【受付時間】

平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

**指定紛争解決機関**

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

**0570-022-808**[ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

## 本保険のお問い合わせ窓口

### <団体保険 運営事務局>

一般社団法人大阪市老人福祉施設連盟

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10 TEL:06-6765-3611 FAX:06-6765-3612

### <団体保険 取扱代理店> (幹事代理店)

株式会社Asuka

〒541-0056 京都府京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65朝日新聞ビルディング6F

TEL:075-222-6122 FAX:075-222-6123

### <団体保険 引受保険会社>

三井住友海上火災株式会社 関西企業営業第四部第三課

〒540-8677 大阪府中央区北浜4-3-1 TEL:06-6233-1506 FAX:06-6233-1509